

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長 殿
各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年2月31日まで)

警察庁丁備三発第9号、丁企画発第89号
丁生企発第126号、丁刑企発第6号
丁交企発第21号、丁サ企発第12号
令和5年2月13日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
警察庁長官官房企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（通達）
本年2月10日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が、別添のとおり変更され、

- 「マスクの着用」の考え方については、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面等を示しつつ、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容する。

なお、この考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等を考慮し、令和5年3月13日から適用することとする。

- 新たな「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された後は、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は、自主的な感染対策に取り組むこととなる。

などの考え方が示された。

各位にあつては、引き続き、基本的対処方針を踏まえ、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月10日作成）、各関係部門から示達した対策等に基づく対応に万全を期されたい。

（本件担当）

警察庁警備局警備運用部警備第三課	日置警視（800-5775）
長官官房企画課	上野警視（800-2141）
生活安全局生活安全企画課	西口警視（800-3025）
刑事局刑事企画課	西警視（800-4021）
交通局交通企画課	川瀬警視（800-5026）
サイバー警察局サイバー企画課	市原技官（800-3521）

ÿ ±ë È ¤ ç é . ô •³ 2 h y . Œ & 2 t O

« ê ç 11 F 19 Ö ¤ « ê ç F 10 Ö # Í ¥
ÿ ±ë È ¤ ç é . ô •³ 2 h Œ è @

